

事業系ごみの適正処理について

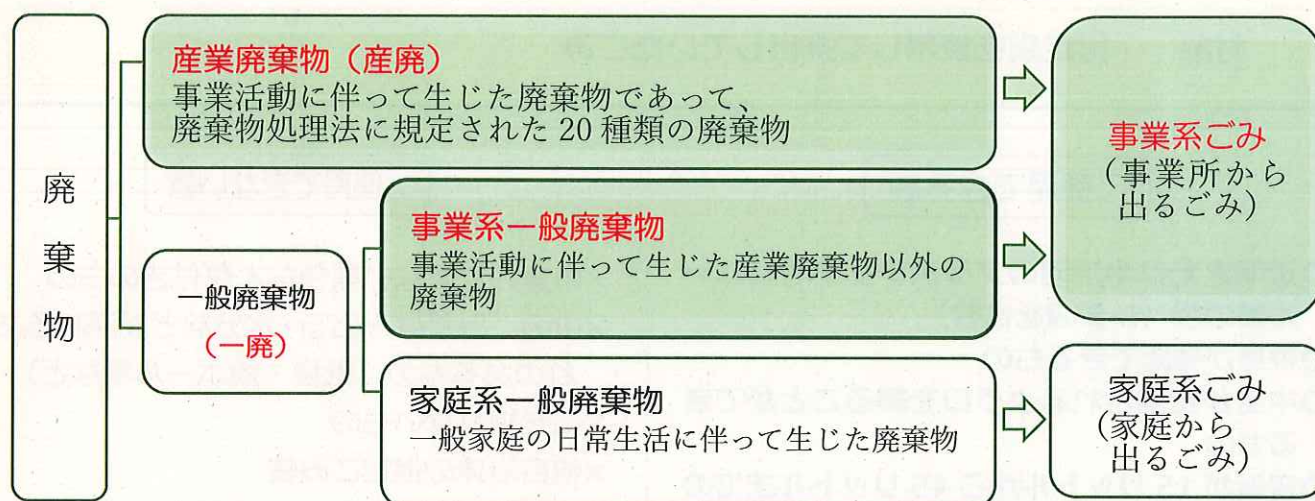
～ ごみの正しい分別排出にご協力ください ～

1. 事業系ごみについて

法人・個人・営利団体・非営利団体などが行う会社・工場・店舗・事務所・病院・学校などの事業活動に伴って生じるごみを、一般の家庭から排出される家庭ごみとは区別して、「**事業系ごみ**」といいます。

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物（ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」において、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類され、事業系ごみについては、廃棄物処理法で定める 20 種類の**産業廃棄物（産廃）**と、それ以外の**事業系一般廃棄物（一廃）**とに分類されます。



(2) 産業廃棄物の区分

産業廃棄物については、どの業種から排出されても産業廃棄物になるものと、特定の業種から排出された場合に産業廃棄物となるものがあります。

※詳しくは、伊豆の国市ホームページなどで確認してください。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kankyou/jigyoukei.html>

2. 事業系一般廃棄物について

(1) 事業者の責務

廃棄物処理法や伊豆の国市条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じる廃棄物を、事業者自らの責任において適正に処理することや廃棄物の再生利用等を行い、廃棄物の減量に努めることなどが定められています。

(2) 事業系一般廃棄物の排出

事業系ごみ（一般廃棄物）の排出については、事業者自ら市の清掃施設へ直接搬入するか、伊豆の国市の一般廃棄物収集運搬業許可業者への収集運搬委託により処理をしてください。

なお、産業廃棄物については市の清掃施設では受け入れることができません。産業廃棄物の収集運搬業許可業者及び処理業許可業者への委託契約等により、適切に処理をしてください。

市指定ごみ袋に関する臨時措置について

○指定ごみ袋以外でもごみを回収します(臨時措置)

市指定ごみ袋について、昨今の中東情勢の影響による不安の高まりから需要が集中し、現在、市内の店舗において品切れや品薄が生じています。

そのため、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができることとする臨時措置を実施します。

期間 令和8年5月25日(月曜日)から令和8年6月30日(火曜日)まで
※期間は延長する場合があります。

対象 ・ 指定袋を使用して排出していたごみ

○使用できる袋

- 透明または半透明のプラスチックやビニール製の袋(レジ袋を含む)
- 中身が確認できるもの
- 中身が密閉されるよう口を縛ることができるもの
- 容量が15リットルから45リットルまでのもの
- ごみの重量で破れない厚さのもの

×使用できない袋

- ×中身の見えない黒色など色付きのもの
- ×中のごみのはみ出る・水分などが漏れるおそれのあるもの(紙袋・段ボール箱など)
- ×口を縛れないもの
- ×他自治体の指定ごみ袋

<注意事項>

- ・ごみ排出のルールについては変更ありません。
- ・「半透明」の目安は、伊豆の国市の指定ごみ袋程度を目安としてください。
- ・臨時措置は一時的なものとなります。措置終了後は、通常のごみ収集ルールに戻りますので、市ホームページ等で期間を確認するようにしてください。
- ・「産業廃棄物」は、市では処理できません(参考として裏面に事業系ごみ、産業廃棄物に関する資料を載せておきます)。
- ・臨時措置については、市のホームページでもお知らせしています。また期間を延長する場合なども、そのようになりますので確認をお願いします。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kankyuu/gomibukurorinnjisoti.html>

【問合せ】伊豆の国市 廃棄物対策課 TEL:0558-76-8001